

(13) この条例の施行の前に熊本県砂防指定地管理規則（昭和45年熊本県規則第65号）の規定による許可を受けている者は、この条例の規定による許可を受けた者とみなすこととした。（附則第2項関係）

◇熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例

(1) 中球磨5か町村の合併に伴い、第2条の表球磨川上流流域下水道の項を改めることとした。
 (2) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県開発区域の面積の特例を定める条例

(1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第31条ただし書の規定に基づき、区域及び開発行為の目的又は種別並びに開発区域の面積を次のとおり定めることとした。

| 区 域 | 目的又は種別 | 面 積 |
|--------------------|---|--------|
| 熊本都市計画区域及び荒尾都市計画区域 | 産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為 | 5ヘクタール |

(2) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県建築基準条例の一部を改正する条例

(1) 市町村が法第39条、法第40条、法第43条第2項又は法第56条の2第1項の規定により建築物の制限等に関し条例を定めた場合で、当該市町村の条例の適用によりこの条例に定める制限等の目的が達せられるときは、規則で定めるところにより、この条例の全部又は一部を適用しないこととした。（第1条の2関係）
 (2) 第一種中高層住居専用地域等における日影制限において、法別表第4（は）欄に掲げる高さの中から指定する平均地盤面からの高さを4メートルとすることとした。（第24条の2関係）
 (3) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◇熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 第2条第1項中「2,865人」を「2,915人」に、「109人」を「110人」に、「225人」を「227人」に、「1,662人」を「1,693人」に、「869人」を「885人」に、「3,286人」を「3,336人」に改め、同条第2項中「2,865人」を「2,915人」に改めることとした。
 (2) 附則第5項を次のように改めることとした。
 5 平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間においては、第2条第1項中「2,915人」とあるのは「2,929人」と、「227人」とあるのは「228人」と、「1,693人」とあるのは「1,701人」と、「885人」とあるのは「890人」と、「3,300人」とあるのは「3,350人」と、同条第2項中「2,879人」とあるのは「2,929人」とする。
 (3) 施行日
 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

(1) 熊本東警察署の管轄区域に「戸島本町 戸島一丁目～同七丁目 戸島西一丁目～同七丁目」を加えることとした。
 (2) 多良木警察署の管轄区域の欄中「免田町 須恵村 深田村 上村 岡原村」を「あさぎり町」に改めることとした。
 (3) 別表の備考欄中「平成14年2月25日」を「平成15年4月1日」に改めることとした。
 (4) 施行期日
 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

(1) 生徒又は学生が高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）、高等専門学校、専修学校（専門課程、高等課程）又は大学に進学するに当たり、当該学校入学前に進学予定の生徒又は学生を貸与予約者として決定する予約奨学制度を新設することとした。（第7条の2関係）
 (2) 条文の整合性をとるために、文言を統一することとした。（第10条関係）
 (3) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例

(1) 熊本県立南稜高等学校の位置を「球磨郡上村」から「球磨郡あさぎり町」に改めることとした。（第2条関係）
 (2) 施行日
 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。